

公益社団法人 日本獣医師会に期待すること

菅野 茂[†] (社畜産技術協会会長・東京大学名誉教授)



1 人と動物

世間では、獣医師のことを「動物のお医者さん」と親しみを込めて呼ぶことが多い。では獣医師が対象とする動物とはどのようなものか。以下の5種に分類されるであろう。

①家庭動物（愛玩動物、伴侶動物）

犬、猫、ウサギ、ハムスター、メダカなど家庭で身近に飼われており、近年は家族の一員と位置づけられている動物

②産業動物（家畜）

牛、豚、鶏など畜産業の主役で、私達に主に動物蛋白資源を提供してくれる動物

③展示動物

動物園、水族館、サファリパークなどで飼われていて、私達を癒してくれる野生由来の動物

④実験動物

マウス、ラット、モルモットなど医学、獣医学、生物学などの研究に用いられる動物

⑤野生動物

サル、イノシシ、シカ、クマなど、近年、特に過疎地で獣害を引き起こしている動物や、トキ、コウノトリなど絶滅危惧種に含まれる動物

今日に至るまで、日本獣医学会、日本獣医循環器学会、日本畜産学会、日本実験動物学会、日本ウマ科学会、ヒトと動物の関係学会、動物園友の会等の会員ないし役員として、これらの動物に広く関わってきた私にとっては、いずれの動物も親しみ深いものといえる。

近年、人と動物とのより良い共生社会を作ることが強く叫ばれるようになった。動物は私達人間の生活を様々なかたちで豊かにしてくれるかけがえのない存在といえる。それ故、私達人間は動物に対して、愛護、福祉といった面で十分にこたえていく義務がある。

この度、日獣会誌編集委員会から「論説」への寄稿を依頼されたのを機会に、これらの動物に関連して、日本獣医師会に期待することについて、以下に述べてみたい。

2 動物の愛護、福祉に関連して

昨年の本誌の論説で、田邊 仁 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長が詳しく紹介してくれているが、動物関係法令の中心的存在である、議員立法による「動物の愛護及び管理に関する法律」（略称「動愛法」）は昭和48年に制定されて以来、平成11年、17年の改正を経て、昨年3度目の改正が行われ、本年9月には施行される予定になっている。

今回の改正の要点は、①動物取扱業のさらなる適正化、②多頭飼育の適正化、③犬及び猫の引き取り拒否、④災害対応、⑤罰則の強化に加え、犬猫等販売業と獣医師との連携、動物虐待等を発見した場合の獣医師による通報の努力義務についての規定、また、附則として、販売される犬猫等にマイクロチップの装着を推進すること、さらに一歩進んで装着の義務化を検討することなどが盛り込まれていることである。

そして、田邊室長は今回の改正法の意義を次のようにまとめられておられる。すなわち、法の目的として「人と動物が共生する社会の実現を図る」ことが明記され、さらに動物の所有者等の責務として「動物愛護及び管理に関する責任」、「終生飼養」、「適正な繁殖」に関わる措置等が明記されるなど、「動物の愛護及び管理」の方向性が明確に示されていて、動物取扱業に対する規制強化だけでなく、いわゆる「飼い主の責任」をも明確に示した内容となっていると評価する一方で、まだ積み残された課題があるので、附則に規定されている5年後の見直しに向けて、関係者の幅広い協力体制の構築を求めておられる。それ故、この点についての日本獣医師会に対する期待はきわめて大きいものと考えられる。

ところで、この「動愛法」の対象となる動物は先の分類でいえば家庭動物が中心のようにみえるが、実験動物についても実験動物を標的とした3Rの原則、すなわち Replacement（代替法の活用）、Reduction（使用動物数の削減）及びRefinement（苦痛の軽減）が既に「動愛法」に盛り込まれているところである。

一方、近年、欧米に始まった動物福祉法に準拠する5つの自由（飢え渇きからの自由、不快からの自由、痛み、怪我、病気からの自由、恐怖や抑圧からの自由、正

[†] 連絡責任者：菅野 茂 (社畜産技術協会)

常な行動をする自由)の精神は産業動物も対象となり、例えばケージ飼いによる養鶏は世界的に許されないような方向に向かいつつある。

私どもの(社畜産技術協会としては、3大家畜である牛、豚、鶏を対象に、「アニマルウェルフェアに対応した飼養管理技術確立事業」に以前から取り組んでおり、ある程度の成果を出している。

日本獣医師会は平成22年4月1日に吸収合併した(社)日本動物保護管理協会による長年の動物愛護、福祉活動をさらに発展させるために、職域部会制の中に動物愛護福祉部会を設置し、その担当理事のもとで、動物愛護福祉事業の発展に向け積極的に取り組んでいくことになったと伺っている。今後の成果を大いに期待している。

3 家畜衛生に関連して

3年前、宮崎県に端を発した口蹄疫、続いて鳥根県他全国の8県で発生した高病原性鳥インフルエンザの流行は3大家畜である牛、豚、鶏の大量殺処分をまねくことになり、わが国の畜産業にとって甚大な被害をもたらした。家畜衛生関係者の必死な対応により、現在は終息状態にあるが、最近のニュースによれば隣国の中国、韓国で口蹄疫が再び猛威をふるいつつあるようで、不安な状況となっている。日本獣医師会の産業動物臨床・家畜衛生関連部門に属する獣医師各位のご活躍を大いに期待している。

わが(社畜産技術協会としても、日本中央競馬会特別振興資金助成事業の一環として、リーフレット「生産と消費をつなぐ身近な畜産技術」を作成しており、今回は、家畜の福祉を念頭においた「家畜の快適性に配慮した飼育設備」についてまとめている。家畜の疾病による損耗防止に少しでも役に立てることを願っている。

4 そ の 他

今年の山根会長の「新年のご挨拶」の中に日本獣医師会が取り組んでいる事業のひとつとして「動物看護師の公的資格化とチーム医療確立に向けての統一認定機構」のことが紹介されている。小動物医療はもちろんのこ

と、産業動物医療、野生動物及び実験動物の分野においても動物看護師の必要性が理解されるようになって、本年2月には、動物看護師統一認定機構による第1回目の認定試験の実施が計画されているとのことである。

以前から、ある動物専門学校に関係していて、動物看護師の養成にもあたっている私にとっては大いに歓迎すべき事業であり、今後の進展を期待している。

最後に展示動物、野生動物に関連する出来事についてひとつ紹介したい。去る2月2日(土)に、公益社団法人日本動物園水族館協会が主催する第1回シンポジウム「いのちの博物館の実現に向けて 一消えていいのか、日本の動物園・水族館」が東京大学農学部弥生講堂において開催された。

満員の会場において、山本茂行協会長の開催主旨発言の後、同協会生物多様性委員会委員長 日橋一昭氏の「動物園の現状と飼育動物繁殖の問題点」並びに東京都葛西臨海水族園長 西源二郎氏の「水族館の現状と課題」と題する基調講演があり、これらをふまえて、木下直之氏(同協会広報戦略会議委員・東京大学教授)をコーディネーターとするパネルディスカッションが行われた。パネリストには上記3名の演者の他に大橋民恵氏(同協会広報戦略会議委員・NPO法人市民ZOOネットワーク代表理事)と林良博氏(同協会顧問・東京農業大学教授)が加わり、フロアの参加者を巻き込んで熱のこもった討論が展開された。

その詳細については紙面の都合上、ここに紹介することはできないが、今日のわが国における少子高齢化社会にあっては、2030年頃になると象を初めとする主だった展示動物が全国の動物園から姿を消すだろうという予測が示され、私としては少なからずショックを受けた。わが国の動物園は歴史的にみて、多くは地方自治体が設立に関与していることから、今後、行政上や社会経済上の面から存続が危ぶまれるとの見解が示されている。

しかし、少なくとも、希少野生動物の子孫を残すにあたっては、われわれ獣医学、畜産学関係者の支援が強く求められるものと考えられる。その意味でも日本獣医師会に対する期待は大きいものといえるであろう。